

基本財産等管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いばらき腎臓財団（以下「本財団」という）の定款第5条に規定する財産に基づき、本財団の財産管理・運用に関する事項を定める。

(運用される財産)

第2条 寄付者が寄付をする際に、その管理運用方法を指定した基本財産の場合を除き、本財団が保有し、本財団の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

(運用の基本方針)

第3条 定款第4条に定める事業の適正な継続、発展を確保するため、具体的な運用に当たっては、評議員会または理事会の承認によって実施し、理事長、副理事長及び常務理事は、善良な管理者の注意を払うとともに、法令および定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(管理運用基準)

第4条 本財団の財産に関する具体的管理運用は、元本が毀損されず、確実に回収され、且つ常識的な運用益が得られる安全確実な方法で行うものとする。

- ①銀行預金及びその他の預金等
- ②国債、公債、事業債等
- ③基本財産等から生ずる果実は、現金預金に組み入れる

(預入財産の管理)

第5条 基本財産運用時の証券、証書の原本は、貸金庫において保管するものとし、理事長がその任務を執行する。

(貸金庫入室管理)

第6条 理事長は、貸金庫入室時に必要となるICカード等の保管管理を行う。また、常務理事は貸金庫開閉錠に必要となる鍵の保管管理を行う。事務局は、入室の状況を遅滞なく記録し、常にその状況の把握、管理を行う。

(運用状況の報告)

第7条 理事長は各事業年度に1回、または必要に応じて財産管理運用状況を評議員会において報告するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。